

指定看護小規模多機能型居宅介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団英明会が開設する看護小規模多機能とうか（以下「事業所」という。）が行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）は要介護者の居宅(訪問)及び事業所(通い・泊まり)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護・看護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上のケア又は必要な診療の補助を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の職員は、通いを中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を柔軟に組み合わせ、サービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業所のサービス提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、あらかじめ利用者またはその家族に対し、分かりやすく説明します。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名称 看護小規模多機能とうか
 - (2) 所在地 袋井市久能2516番地2

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。
- (1) 管理者 1名（常勤1名、看護師）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する。
 - (2) 介護支援専門員 1名（常勤1名）
介護支援専門員は登録者にかかる看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たる。

- (3) 看護職員：厚生労働大臣の定められた基準に従い、看護職員は従業者のうち1人以上が常勤の保健師又は看護師であり、従業者のうち保健師、看護師または准看護師は常勤換算で2.5以上とする。

看護師は登録者の健康状態を把握し、関係医療機関との連携を行う。

- (4) 介護職員：厚生労働大臣の定められた基準に従い、日中の通いサービス提供は、利用者3人に対し1人以上（常勤換算）とし、訪問サービス提供は、2人以上（常勤換算）とする。夜間の泊りサービス提供は、2人以上（うち1人は宿直勤務可）で泊まりサービスの利用者がいない場合は、訪問サービス提供のために必要な連絡体制を整備している。（その場合、夜間の時間帯を通じて宿直勤務及び夜間の勤務を行う従業員を置かない。）

介護従業者は登録者の居宅を訪問して指定看護小規模多機能型居宅介護を提供するとともに、事業所において通い及び宿泊の利用者に対し指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する。

（営業日及び営業時間等）

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 1年を通じて毎日営業する（休業日は設けない）
- (2) サービス提供基本時間
 - ① 通いサービス 午前9時から午後4時まで
 - ② 宿泊サービス 午後4時から午前9時まで
 - ③ 訪問サービス 24時間対応

（登録定員及び利用定員）

第6条 当事業所における利用定員は次のとおりとする。

- (1) 登録定員 29名
- (2) 通いサービス 18名
- (3) 宿泊サービス 9名

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

袋井市内全域

（看護小規模多機能型居宅介護計画の作成）

第8条 事業所の介護支援専門員は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の開始に当たり、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス

- スの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成する。
- 2 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、以下の点に留意して行う。
 - (1) 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、次条第1項に掲げるサービスを柔軟に組み合わせることとする。
 - (2) 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮する。
 - (3) 看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこととする。
 - (4) 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供することとする。

(指定看護小規模多機能型居宅介護の内容)

第9条 指定看護小規模多機能型居宅介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 通いサービス 事業所において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や主治医の指示のもとに看護職員による処置・機能訓練を行う。
 - (2) 宿泊サービス 事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や主治医の指示のもとに看護職員による処置や機能訓練を行う。
 - (3) 訪問サービス 利用者の居宅において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や主治医の指示のもと看護職員による医療処置や機能訓練等を行う。
- 2 サービスの提供にあたっては、看護小規模多機能型居宅介護計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。
- 3 短期利用について、看護小規模多機能型居宅介護登録前の試験的利用及び医療的ケアが必要で通常の短期利用が難しい場合により、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で、空いている宿泊室を利用し短期間の間、指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する。

(指定看護小規模多機能型居宅介護の利用料)

第10条 指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定小規模多機能型居宅介護が法定

代理受領サービスであるときは、本人負担分の額とする。

2 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

(1) 食事代 朝食400円、昼食650円、夕食600円、おやつ100円
希望者のみ特別食（行事食）800円、療養食1食に付100円別途徴収
配食代：昼食650円（おかずのみ550円）夕食600円（おかずのみ500円）
主食のみ1食100円（お粥も可）

(2) 宿泊費 1泊につき2,500円とする。（例1泊2日の場合2日分徴収）

(3) 前各号に掲げるもののほか、指定看護小規模多機能型居宅介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用について、実費を徴収する。実費については、自己負担金一覧表（別紙参照）で提示する。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条 サービスの提供に当たっては、利用者に以下の点に留意していただくものとする。

(1) サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービス等中止する場合があること。

(2) 利用日当日に欠席をする場合には前日もしくは当日午前8時30分までに事業所に連絡をしていただくこと。

(3) サービス提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただくことがあること。

（緊急時等における対応方法）

第12条 事業所の職員は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

（衛生管理等）

第13条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に提供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものと

する。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する会議を開催（概ね年に2回以上）するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防および蔓延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（事故発生時の対応）

第14条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（苦情処理）

第15条 当事業所は、自ら提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（非常災害対策）

第16条 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合には、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、非常災害時には避難等の指揮を執る。

2 災害対策担当者（防火管理者）と非常災害対策に関する担当者を置き、業務継続計画に乗っ取った対策の周知、研修、実践に取り組むものとする。

3 非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行う。

（個人情報の保護）

第17条 事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については「個人情報の保護に関する法律、その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サー

ビスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、他の事業所や病院への情報提供については利用者及びその家族に書面による同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する会議を定期的を開催する。またその結果について従業者に周知徹底する。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 虐待防止のための措置を適切に実施するために責任者を設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業者従事者または介護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市に通報するものとする。

(身体拘束)

第19条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するためやむをえない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(ハラスメント防止)

第20条 当事業所は、事業所の定めるハラスメント防止規程にのっとり、職員が動きやすい環境の実現に取り組むと同時に、利用者と互いに良好な関係が築けるように努める。

(業務継続計画の策定等)

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(運営推進会議)

第22条 当事業所の行う指定看護小規模多機能型居宅介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者及び看護小規模多機能型居宅介護についての知見を有する者とする。
- 3 運営推進会議の開催はおおむね2月に1回以上とする。
- 4 運営推進会議は通いサービス、宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(その他運営に関する留意事項)

第23条 当事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年3回

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 当事業所は、職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団英明会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和8年2月20日から施行する。